

平成30年度 第2回生駒市スポーツ推進審議会
会議録（要旨）

日時 平成31年3月22日（金）午後2時から
場所 コミュニティセンター206会議室

◎ 出席委員（敬称略）

池田誠也、浦井善宏、岡本 洋、下宇宿勲、城山ゆかり、竹内幸子、西森禮子、
藤尾清司、増田順子

（事務局）生涯学習部長、スポーツ振興課長、スポーツ振興課長補佐、スポーツ振興課主査
内容

1 案 件

- （1）平成30年度事業報告について
- （2）平成31年度予算（案）について
- （3）体育施設使用料及び利用料金の改正について

2 その他

案件内容

（1）平成30年度事業報告について

<副会長>

それでは、案件（1）「平成30年度事業報告」について事務局から説明を。

<事務局>

資料 No. 1 「平成30年度事業報告」について説明

- ・総合型地域スポーツクラブの活動支援について
- ・障がい者スポーツ活動の推進について
- ・アスリート連携事業の充実について

<副会長>

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問は。

<委員>

[質問なし]

（2）平成31年度予算（案）について

<会長>

案件の（2）「平成31年度予算（案）」について、事務局から説明を。

<事務局>

資料 No. 2 「平成31年度予算（案）」について説明

- ・主要施策及び主要事業等の概要について

<会長>

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問は。

<委員>

[質問なし]

（3）体育施設使用料及び利用料金の改正について

<会長>

続きまして、案件の（3）「体育施設使用料及び利用料金の改正」について、事務局から説明を。

<事務局>

資料 No. 3 「体育施設使用料及び利用料金の改正」について説明

- ・障がい者料金の設定について
- ・屋外スポーツ施設夜間照明使用料の改正について
- ・今後のスケジュールについて

<会長>

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問は。

<委員>

今回、卓球台等の附属設備の使用料については、障がい者料金等の摘要の考えは無いのか。

<事務局>

今のところ、施設のみを対象と考えております。現行の青少年料金の方も施設は半額にさせていただいているのですが、卓球台やバスケットゴール、バドミントンポール等の附属設備は通常料金をいただいています。今回も附属設備につきましては、障がい者料金等の設定はせず、通常料金を適用させていただこうと考えております。

<委員>

できれば少しでも障がい者料金が適用されればいいですね、考えていただければ。

<会長>

重要な件なので検討よろしくをお願いします。

<事務局>

今後の検討課題とさせていただきます。

<委員>

ちなみに養護学校の生徒や卒業生を引率した際に、他の市町村では体育施設等で市町村の確認をされたことがないように思うが、生駒市では、市内市外の区別をしているものなのか。

<事務局>

全ての市町村を調べたわけではありませんが、他市町村の場合、行政区に住んでおられる方や在勤・在学者とそれ以外の方で区切りをされているところが多いようです。各現場でどの様に確認されているかは分からないのですが、生駒市の場合は体育施設を使っていただくときに団体ごとの利用者登録をすすめていただいております。利用者登録時に市内団体・市外団体等を確認させていただいておりますので、そこで区別させていただけたらと考えております。

実際の運用となると、個人使用と団体使用のところはやってみないとわからないところがあります。

<委員>

市の施設ということで、障がい者の方の社会参加を促すということでは重要なことだと思うので、そこは先駆けてでもいいのかなと思います。

<事務局>

検討させていただきます。

<委員>

先程は障がい者料金等の話でしたが、今度は一般利用者に関するお願いです。市の体育館ができてからずっと卓球で利用しており、以前から卓球協会の方からも要望しているが、卓球台の使用料の見直しをぜひ考えていただきたい。40数年前から200円、その後消費税等の関係で現在は210円である。他市町村等は以前は50円だった。現在は100円くらいになっているが、生駒市でももう少し減額できないか検討をお願いしたい。

<事務局>

以前から、卓球協会からご要望はいただいております、近隣他市町村等の使用料も調べてさせていただいております。

本市の場合は1時間帯1台あたりで使用料をいただいております。

1日単位の市町村もありますので、委員が言われているように検討の余地はあると考えます。

前向きに検討させていただき、出来るだけ他の市町村と同様の使用料とさせていただければと思いますが、無料は難しいので他市町村をみながら検討させていただきます。

<委員>

せめて1台あたり50円ほどでも、減額していただければと思う。

<事務局>

検討します。

<会長>

他にご意見等ありませんか。

<委員>

今回の提案では障がい者料金は一般料金の半額で、例えば体育館が1,850円から設定後は925円になっている。テニスコートも615円と細かい金額だが、切下げ等は考えていないのか。また、屋外施設夜間照明の方は、今までのカード方式が手動のスイッチ方式になるわけだが、改修後は施設管理者が点灯や消灯をされるのか、自動設定か。カードの場合は事前購入なので、改修後の夜間照明の点灯方法と料金の徴収方法はどの様にするのか。また、雨天中止や薄暮の時間帯等の処理はどうなるのか。

<事務局>

まず、障がい者料金の円単位の設定の件ですが、現在の青少年料金の取扱いが一般料金の半額で円単位での設定となっています。今回は青少年料金と同様に一般料金の半額としたために円単位の金額となっています。

<委員>

円単位を切り下げることはできないか。

<事務局>

体育施設条例上で青少年料金の表記と同じようなかたちで障がい者料金の表記もさせていただきたいと思います。

屋外施設夜間照明の点灯や消灯についてですが、現行のテニスコートは、施設管理者がおこなうのではなく利用者の方が、操作盤にカードを差し込み、利用するコートのボタンを選択して点灯しています。手動のスイッチ方式でも、同様に利用するコートを選択してご利用いただこうと考えています。

施設管理者ではなく利用者の方に操作していただくため、申請時間と多少前後する可能性はあります。手動のスイッチ方式を採用した場合、30分単位で申請していただこうと考えております。

使用料の徴収につきましては、体育館等の屋内施設でしたら卓球台やバドミントンポール・ネット等の附属設備は施設使用料と同じような形でいただいております。夜間照明の使用料につきましても利用者の方が申請時に使用される時間を考えていただき、例えば19時～21時の時間帯で申請された方でも、実際の照明希望利用時間にそって申請いただくつもりです。1時間30分の申請でも、実際は1時間10分しか使われない場合もあるかと思いますが、そこは1時間30分の使用料をいただくこととなります。

先程お話しがありました雨天時等は、施設使用料と夜間照明使用料が今後は1申請となりますので、夜間照明使用料を含め振替もしくは還付という形で対応させていただく予定をしております。

<会長>

他にご意見等ございませんか。

<委員>

先ほどから、附属設備等の話が出てますが、夜間照明はそもそも附属設備として扱われているのか。

<事務局>

現在、夜間照明設備は施設使用料と同じ扱いをさせていただいております。

<委員>

夜間照明については、施設に附属されている設備ということでよいのではないか。

<事務局>

体育施設使用料につきましては、条例で定められています。

卓球台やバスケットゴール等の附属設備の使用料につきましては、規則で定められています。

夜間照明使用料につきましては、現在は体育施設条例の方で定められていますので、今後運用や利用者の利便性を考えますと、施設使用料なのか附属設備となるのかは再考する必要があるかと思います。

委員からご意見がありましたように、今後は夜間照明の使用する時間帯を、施設にそのままつけるような申請になっていきますので、今の使用料の扱いでよいのかを含め、少し確認させていただきます。

現実的には、卓球台やバスケットゴールと同じような申請方法となり、現行の様に利用者が望まれる時間を申請するのではなく、施設利用時間のうち何時間分照明を使用するという形になってくるかと思っています。ご意見をいただきましたので、確認し検討させていただきます。

<委員>

附属設備に関連してくると思うが、近年ミストファン付扇風機が施設に導入された。

熱中症対策として導入されたのはありがたいが、水道料金や電気料金等は施設の負担となっている状況なので、このタイミングで少しでもいいので使用料をいただくことができないか。

<事務局>

ミストファン付扇風機とは、グラウンド等で使用いただく、風と霧（ミスト）を一緒に出すような大きな扇風機で、休憩中や時にはプレー中に涼を取っていただくためのものです。

先ほどの委員からのご意見は、導入時から考えていたことですが、とりあえず利用者の方々の安全確保を優先し、無料といたしました。

<委員>

現状も、部品等がなくなったりしています。また、フィルターの紛失や、オイルも毎年交換しないといけないようです。

<事務局>

メンテナンスについても手間をおかけしている状況ですが、昨年のご存じのとおり猛暑でしたので、グラウンド利用者で特に子どもたちや高齢者の方々はかなり利用していただいていたとお聞きしています。

使用時間に応じてオイル交換の必要もあり、手間と費用がかかりますので、幾らかでも使用料をいただく方向で検討させていただきたいとは思っています。

昨年購入したレスリングマットにつきましても、高額なものですので使用料をいただく方向で考えていきたいと思います。

<委員>

バドミントンポール・ネット等は有料で、野球のベース等は、現行では無料でご利用いただいておりますが、消耗品なので、破損すれば、施設の指定管理者が購入していかなければならないのが現状です。

<事務局>

ベース等屋外施設で使用する附属設備については、今のところ徴収していません。例えばサッカーゴール等は、屋内の設備より痛みが激しく、数年に一度は買換えが必要ですので、今後は使用料の徴収も検討する必要があります。ご意見いただきましたので、使用される競技の体育協会加盟競技団体等にも相談させていただき、今後検討させていただきます。

<委員>

大きい体育館の現在の使用区分は全面と半面だが、2～3人で使われている卓球なら、大きい体育館なら4分の1面あれば十分である。競技にもよると思うが、使用区分を変えて4分の1面でも借りられるようにはできないか。

<事務局>

体育館を利用される団体数は確実に増えていますが、限られた時間帯数を今後は有効利用しないといけませんので、競技等の特性を考えながら、今後の検討とさせていただきます。

<会長>

他に質問等がなければ、その他について、事務局から説明を。

<事務局>

- ・ファシリティマネジメントについての説明

(公共施設を取りまく現状や将来に渡る課題等を全庁横断的に検討し、最適な配置を実現するため、生駒市においても公共施設マネジメント推進会議を設置し、検討を行っていること等)

<委員>

障がい(児)者スポーツ活動支援事業を利用した職業体験で、障がい者自らが受付等の運営に関わるのは良いことだと思う。この様な活動は回数を重ねていくことが、非常に意味があることだと思っている。地域で育った者が指導者として帰ってきたり、またトップアスリートになり、子どもたちの目標とされたりしている。来年度も予算化されているようなので、是非継続していただければと思う。

2週間前に市町村対抗子ども駅伝が開催された。2年前から生駒市代表チームのコーチとして参加しているが、昨年11月17日の代表選考会以降11月末から3月まで毎週練習し、全体で8位、市の部では6位といういい成績を残せた。

代表チームの選手に、中学校に進学してからも陸上をするのかを聞いたところ、中学校に陸上部が無いのでやりたいけれど他の競技か、他市のクラブチームに加入するとのことだった。少子化で団体スポーツは試合に出られないような状況もある反面、陸上は個人スポーツなので人数が少なくてもよいのだが、陸上部は市内では上中学校と生駒中学校の2校しかなく、また、練習や試合が多く指導者が不足している。他市町村も同じような状況である。学校部活動と総合型地域スポーツクラブをどのようにリンクさせるか、国の政策でも随分前から言われていることである。ある調査では中学教員の半数以上は部活を止めたいと考えている。

しかし、障がいのある子たちを部活動でなんとか育てたいと思っている。学校教育の中でも部活動は教育的効果が高い。このままでは陸上に限らず廃れてしまうのではないかと危惧している。

部活動は教育委員会の管轄だが横断的な形を作って、生駒市が先駆けて何かやっていただければいいなと思っている。

<会長>

日本国中が問題を抱えているわけなので、先ほど委員の言われた話は良い話です。我々スポーツをする側からすると、学校がどのようにしていきたいかということだが、地域の団体の全てを受け入れられるかと言えばそうではないので、今後は教育委員会が中心となり制度化していただければと思う。

学校の教員も、総合型クラブの一員として地域で指導し、その分の対価を総合型クラブから受け取る形が将来的には良いのかと思う。

<事務局>

以前は、保護者等から中学校のクラブを作ってもらいたいという問い合わせが多かったですが、最近では小学校時代の指導者が、中学校でクラブのない競技の生徒に引き続き指導をしていきたいという風潮になってきています。それらを進めていくうえでの問題は、安定した施設の確保です。先ほどお話いただいた総合型クラブ等と連携していただければ、少しは施設の確保もしやすくなっていくのかなと思います。

そのあたりはここ数年でおおきく変わってきたなと肌で感じております。

学校の先生だけでなく、地域の方々が中心となり、中学生になってもその競技を続けられる環境を作ろうとされています。学校の先生も今までの経験を活かして地域の人材としてご活躍いただける場を作っていけたらと思います。

<会長>

方向は1つですから、それについて教育委員会や学校教育現場、スポーツ担当部局、地域のスポーツ団体も関わっていければ出来ないことはない。どの様にすれば良いかなどの情報を提供していただき、前向きに皆で協力し目標に向かっていきましょう。

<会長>

他に何かありませんか。

なければこれで平成30年度 第2回スポーツ推進審議会の議事を終了いたします。